

平成29年度事業計画

当協会は、平成25年4月1日に一般社団法人に移行して5年目を迎えた。

移行後、公益目的支出計画に沿って公益目的事業を行ってきたが、当初の計画より数年早く、公益目的財産額に相当する額の全額を公益の目的に支出し、公益目的支出計画の実施が完了したので、行政庁に完了したことの確認を求める手続を行う。

確認を受けた後は、公益目的支出計画に基づく支出の義務が解除され、行政庁による監督もなくなるが、当協会には、産業廃棄物の適正処理や再生利用の推進など公共的な使命のほか、循環型社会の構築に向けて、事業の一層の高度化や社会貢献活動などの社会的責任を果たすという役割なども求められている。

このため、公益目的支出計画で行ってきた、マニフェスト頒布等事業、講習・研修会実施事業、社会貢献事業の3つの事業は、引き続き実施する必要がある。

今年度は、国において廃棄物処理法の改正が予定されている。また、公益社団法人全国産業廃棄物連合会（以下「全産連」という。）においては、平成29年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」を策定し、安全衛生活動に取り組んでいる。

こうした動向を踏まえ、平成29年度は、会員企業の支援と協力のもと、全産連や関係行政機関などと連携を取りながら、以下の事業を実施する。

1. 公益法人制度への対応

公益目的支出計画で行ってきた3つの事業を引き続き実施するとともに、平成20年会計基準に則った会計処理が適切かつ円滑に行えるよう、会計ソフトのバージョンアップ及び保守サポートの実施と、併せて行政や専門家などの指導を仰ぐ。

2. 災害支援体制の確立

平成20年度に高知県と締結した協定を確実に実行できるよう、協会の体制を随時整備するとともに、災害廃棄物についての県や市町村の対応計画などの進捗状況を見極めながら、市町村や関係団体との支援協定などについても検討する。

3. 適正処理の推進

(1) 普及啓発

協会の独自の事業として適正処理巡回パトロールを実施する。また、必要に応じて、他の組織からの依頼による普及啓発活動などにも協力する。

(2) マニフェストの普及促進

産業廃棄物の適正処理を推進するため、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及及び頒布と、「マニフェストシステムがよくわかる本」の配付を行う。

また、電子マニフェストについては、全産連が公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「振興センター」という。）から受託している電子

マニフェスト運用支援業務を活用し、導入実務研修会を開催するなど普及促進を図る。

さらに、高知県からの委託事業として、マニフェスト集計業務を実施する。

(3) 講習会開催支援

高知県及び高知市からの委託事業として、排出事業者等を対象に産業廃棄物の適正処理に関する講習会を実施する。

また、産業廃棄物処理業の許可申請に必要な専門的知識・技能の習得のため、振興センターが実施する講習会の開催に協力し、産業廃棄物の適正処理を推進する。

(4) 社会貢献活動

全産連・四国地域協議会の4県統一事業として、四国八十八カ所遍路道の清掃活動を行うほか、県条例に基づく県民一斉美化活動や浦戸湾・七河川一斉清掃活動などに参加して、廃棄物の適正処理の啓発を行う。

4. 人材及び優良事業者の育成

(1) 人材育成対策

県内外の産業廃棄物の先進施設の視察研修を実施し、最新の知識及び技術の習得を図る。また、優良認定制度についての会員の理解を深め、優良事業者の普及拡大を図る。

(2) 表彰制度の活用

協会活動や事業活動を通じて業界発展に功労のあった個人及び事業所を顕彰するなど表彰制度を効果的に活用する。

5. 労働安全衛生

業務上の死傷事故・疾病等の防止のため、情報提供や講演会の開催などを行う。

また、全産連が定めた「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画」に呼応して、当協会でも、平成29年度労働災害防止計画を策定し、3年後の平成31年度には「死亡者数をゼロに、休業4日以上死傷者数を6人以下に減少させる」という目標を定めたので、実施初年度である平成29年度は、労働災害防止計画に定めた各種取り組みを実施する。

6. 地球温暖化対策の推進

全産連の策定した「低炭素社会実行計画」に基づき、2020年度の目標達成に向けて温室効果ガス排出量の削減を呼びかけるとともに、事務局においても節電、省エネに取り組む。

7. 組織活動の強化

(1) 組織の充実・強化

組織の強化のため会員の加入促進を図るとともに、理事会、各委員会、部会を開催し、各会員に共通した課題の掘り起こしやその対応に向けた取り組みを実施するなど、協会活動を充実させる。

また、会員事業所の許可区分及び取扱品目などを調査し、会員名簿を作成する。

(2) 情報開示・情報提供

会員事業所の許可区分及び取扱品目などの情報や、当協会の活動状況、行政からの提供情報などをホームページで公開する。

また、今年度は、廃棄物処理法の改正がある予定であり、全産連や行政機関などからの情報をホームページや実務研修会などを通じて、改正内容についての必要な情報を迅速に提供し周知を行う。

(3) 相談・指導業務の充実

会員からの法令や適正処理に関する相談・問い合わせに対しては、丁寧に対応するとともに、必要がある場合は関係機関に照会を行い、正確かつ確実な情報を提供する。その他の相談・問い合わせに対しても適切に対応する。

また、産業廃棄物処理についての問い合わせに対しては、会員企業を優先的に紹介する。

8. 関係団体との連携

(1) 県・高知市との連携

各委員会や部会活動などにおいて、必要な場合は県や市などの指導を仰ぐ。

また、行政機関の協議会活動などにも参画し、連携を強化する。

(2) 全産連・四国地域協議会との連携

全産連、振興センター及び公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の共催による「第16回産業廃棄物と環境を考える全国大会」が、平成29年11月17日に高知市で開催されるので、開催地の協会として四国地域協議会とも連携し、盛況となるよう取り組む。

この他、全産連、四国地域協議会が開催する事業や会議に積極的に参加し、必要な情報の収集や共有を図るとともに、その他の関係団体とも連携を取ることで、円滑な協会運営につなげる。

また、青年部においては、四国ブロック青年部協議会の行事として、CSR2活動などを継続して実施する。

(3) エコサイクル高知への協力

公益財団法人エコサイクル高知の理事、評議員として参画することにより、その運営に協力する。